

Legal Update

会社法改正の要点 第 5 回 多重代表訴訟

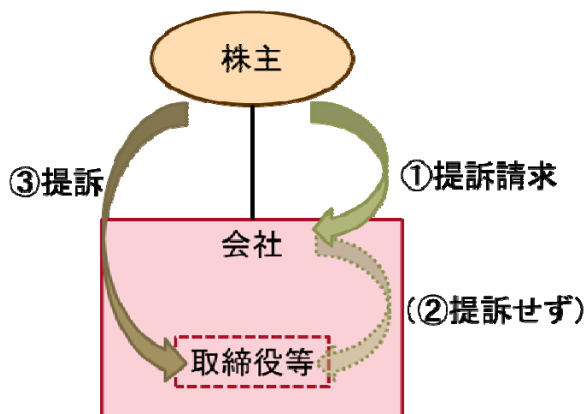
(執筆者) 吉村 龍吾／高 賢一／佐藤 恭子

昨年 11 月 29 日に会社法の改正法案が国会に提出され、本年の 6 月 20 日に可決・成立しました。現時点で施行日は確定しておりませんが、来年の 4 月 1 日が最有力と見られています。本稿では、多重代表訴訟を取り上げます。

1. 現行法が定める株主代表訴訟の概要

現行法は、株式会社の取締役等の当該会社に対する責任について、株主(公開会社においては、6 箇月^[1]前から引き続き株式を有する者に限ります)は、会社に対し、取締役等に対する責任追及等の訴えの提起を請求することができます(図 1 の①)、会社が当該請求の日から 60 日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは(図 1 の②)^[2]、当該請求をした株主は、会社のために、取締役等に対して直接、責任追及等の訴えを提起することができるとしています(図 1 の③)。ここでいう「株主」は当該会社の株主に限られ、当該会社の親会社の株主は含まれません。よって、子会社の取締役等に任務懈怠があった場合でも、当該子会社の親会社の株主が、子会社の取締役等に対し、株主代表訴訟を提起することはできません^[3]。一方、親会社は、子会社の株主として、子会社の取締役等に対して株主代表訴訟を提起することができますが、子会社の取締役等を実質的に任命している親会社に、そのような責任追及を期待するのは現実的ではありません。そこで、子会社のガバナンス強化のための方策が求められていました。

図 1 株主代表訴訟の概略図



2. 改正法案で新設される多重代表訴訟の概要

改正法案では、多重代表訴訟制度が新設されます。この制度は、子会社の取締役等の当該子会社に対する責任について、親会社の株主が、子会社に対してその取締役等の責任(「特定責任」といいます)を追及する訴えを提起するよう請求し

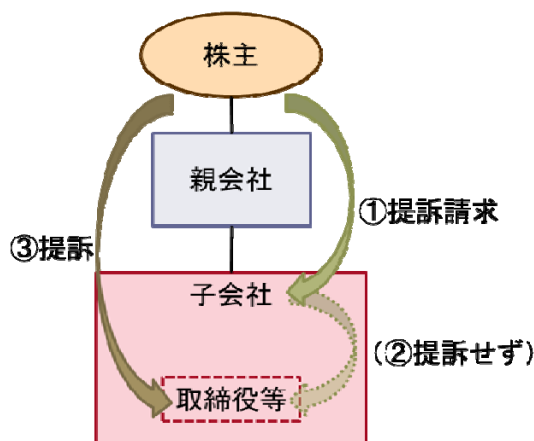
[1] これを下回る期間を定款で定めることも可能です。

[2] 当該期間の経過により会社に回復することができない損害が生じるおそれがある場合、株主は、直ちに責任追及等の訴えを提起することができます。

[3] 現行法のもとでは、子会社の取締役等の任務懈怠により親会社の株主自身に損害が発生している場合には、子会社の取締役等に対し、第三者に対する損害賠償責任(現行法 429 条)ないし不法行為責任(民法 709 条)を追及することが考えられます。また、親会社の株主自身に損害が発生していなくても、親会社に損害が発生していることを前提に、親会社の取締役等の任務懈怠責任を追及する株主代表訴訟を提起するという方法もあります。

(図2の①)、子会社が当該請求の日から60日以内に特定責任追及の訴えを提起しない場合は(図2の②)^[4]、親会社の株主が、子会社のために、子会社の取締役等に対して直接、特定責任追及の訴えを提起することを認めるものです(図2の③)(847条の3第1項、4項)。国際的に見ても、このような制度を成文化する例は極めてめずらしいものとなっています。具体的な要件等は以下のとおりです。

図2 多重代表訴訟の概略図

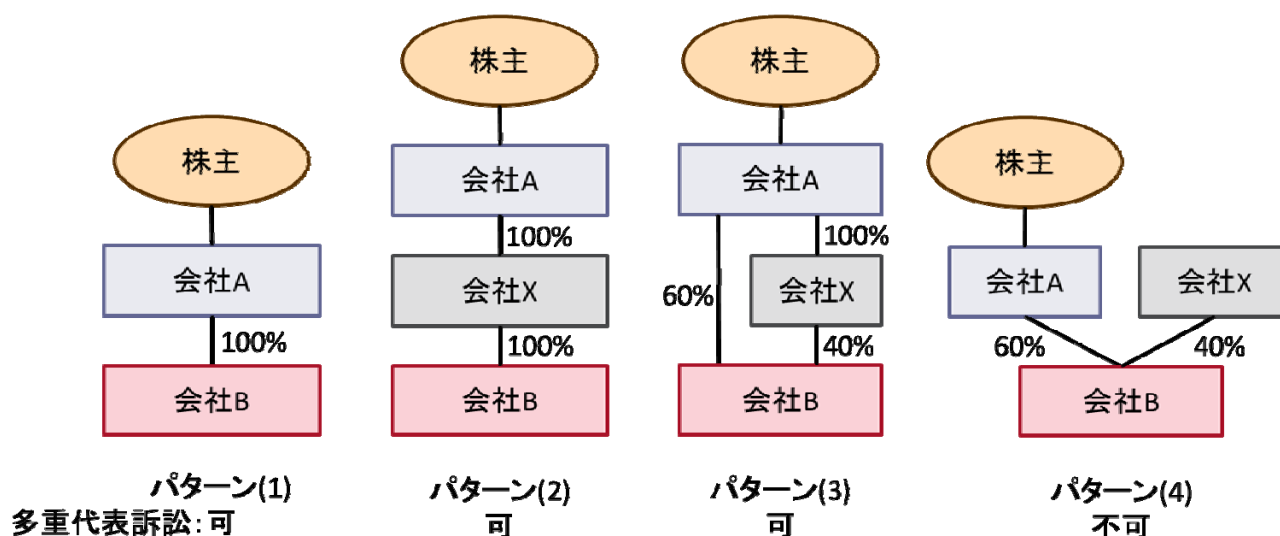


(1) 多重代表訴訟制度を利用することができる親会社の株主(原告適格)

多重代表訴訟制度を利用することができる者は、「最終完全親会社等」の株主に限られます。条文上の定義は複雑ですが、「最終完全親会社等」とは、つまるところ、子会社の株式全部を、直接的に、又は完全子会社等を介して間接的に保有している最上位の株式会社をいいます(847条の3第2項、3項)(図3のパターン(1)~(3))。つまり、当該子会社の株式の一部でも、「最終完全親会社等」及びその完全子会社等以外の者に保有されている場合は、この要件を満たしません(図3のパターン(4))。そして、「最終完全親会社等」と当該子会社との完全親子会社関係は、子会社の取締役等の責任の原因となった事実が生じた日及び提訴請求時のいずれの時点においても満たしている必要があります。

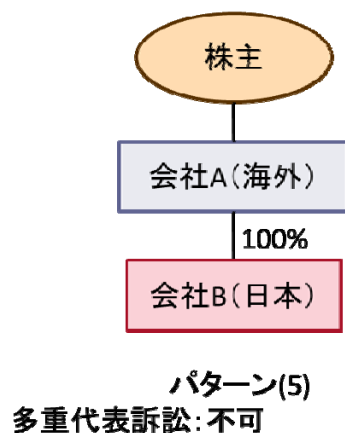
^[4] 当該期間の経過により子会社に回復することができない損害が生じるおそれがある場合、親会社の株主は、直ちに特定責任追及の訴えを提起することができます(847条の3第9項)。

図3 「最終完全親会社等」の例



また、「最終完全親会社等」は日本の会社法に基づき設立された株式会社をいい、株式会社以外の会社や海外の会社はこれに該当しません。よって、海外の親会社の株主は、当該制度を利用することはできません(図4のパターン(5))。

図4 親会社が海外会社の場合



さらに、通常の株主代表訴訟においては、保有株式数による制限はありませんが、多重代表訴訟においては、「最終完全親会社等」の株主は、「最終完全親会社等」の総株主の議決権の100分の1以上の議決権^[5]又は「最終完全親会社等」の発行済株式(自己株式を除きます)の100分の1以上の数の株式^[6]を有していることが必要です(847条の3第1項本文)。また、通常の株主代表訴訟と同様に、公開会社においては、提訴請求の6箇月^[7]前から引き続き株式を有していることが必要です。なお、保有株式数及び保有期間に関する要件は、子会社の取締役等の責任の原因となった事実が生じた日に満たしている必要はなく、提訴請求時に満たしていれば足りります。

^[5] これを下回る割合を定款で定めることも可能です。

^[6] これを下回る割合を定款で定めることも可能です。

^[7] これを下回る期間を定款で定めることも可能です。「最終完全親会社等」が公開会社でない場合は、この要件は不要です(847条の3第6項)。

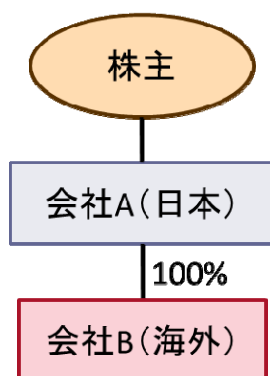
(2) 多重代表訴訟の対象となり得る者(被告適格)

多重代表訴訟制度の対象となり得る者は、「最終完全親会社等」の重要な完全子会社の取締役等^[8]に限られます。

具体的には、「最終完全親会社等」及びその完全子会社等が有する当該子会社の株式の帳簿価額が、「最終完全親会社等」の総資産額の5分の1を超えていることが必要です(847条の3第4項)。なお、この要件は、子会社の取締役等の責任の原因となった事実が生じた日において満たしている必要がありますが、提訴請求時に満たしている必要はありません。日本でこの要件を満たす親子関係は、一部の純粋持株会社等に限られると考えられます。

また、日本の会社法に基づき設立された株式会社の取締役等のみが対象になり、株式会社以外の子会社の役員や海外の子会社の役員は対象になりません(図5のパターン(6))。

図5 子会社が海外会社の場合



パターン(6)
多重代表訴訟: 不可

(3) 提訴請求ができない場合

①提訴請求を行う株主若しくは第三者の不正な利益を図り若しくは子会社若しくは「最終完全親会社等」に損害を加えることを目的とする場合、又は、②責任の原因となった事実によって「最終完全親会社等」に損害が生じていない場合は、提訴請求をすることはできません(847条の3第1項但書)。

(4) 責任の免除

子会社がその取締役等の責任の全部を免除する場合、当該子会社の総株主の同意に加えて、「最終完全親会社等」の総株主の同意を得る必要があります(847条の3第10項)。また、子会社がその取締役等の責任の一部を免除する場合、当該子会社の株主総会の決議に加えて、「最終完全親会社等」の株主総会の決議を得る必要があります(425条1項)。多重代表訴訟制度の実効性を確保するための措置です。

3. コメント

多重代表訴訟制度の導入には経済界からの強力な反対があったことから、制度自体は導入されることになったものの、その要件は厳格に絞り込まれることになりました。そのため、実際にこの制度を使用することのできる場面は多くないと見込まれています。もっとも、多重代表訴訟の要件を満たさない場合であっても、子会社の不祥事等について、親会社の取締役等が任務懈怠の責任を追及される可能性がある点には注意が必要です。また、多重代表訴訟は非上場会社にも適用がある点にもご留意ください。

^[8] 具体的には、発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人です。

さらに、「最終完全親会社等」及び子会社はいずれも日本の株式会社である必要があります。よって、海外親会社の株主はこの制度を利用することができませんし、海外子会社の役員の責任追及のためにこの制度を利用することもできません。

また、子会社に「最終完全親会社等」が存在する場合、当該子会社における手続だけではその取締役等の責任を免除することができなくなります。「最終完全親会社等」が存在する子会社を売却する際に、その取締役等の責任の免除を条件としたいときは、注意が必要です。

コンタクト

吉村 龍吾

東京オフィス

+81 3 3214 6522

ryoshimura@mofo.com

高 賢一

東京オフィス

+81 3 3214 6522

kenichiko@mofo.com

佐藤 恭子

東京オフィス

+81 3 3214 6522

ksato@mofo.com

このニュースレターがご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなされないようお願い申し上げます。